

山口県福祉サービス第三者評価事業（外部評価）受審頻度緩和認定要領

（目的）

第1条 この要領は、山口県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第4の2に基づき、山口県福祉サービス第三者評価事業（外部評価）（以下「外部評価」という。）の受審頻度の緩和に係る基準及びその手続きを定めることにより、適切に業務を推進することを目的とする。

（受審頻度緩和の要件）

第2条 外部評価を受けようとする事業者が、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、2年に1回の受審を認めることができるものとする。

- (1) 過去に外部評価を5年間継続して実施していること。なお、受審頻度緩和の適用により外部評価を実施しなかった年については、実施したものとみなす。
- (2) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定地域密着型サービス指定基準」という。）第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日老計発第1017001号、平成27年3月27日老介発0327第1号、老高発0327第1号、老振発0327第1号、老老発0327第2号、最終改正令和3年3月15日老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号）（以下「外部評価の実施等通知」という。）に定める別紙4の「1自己評価及び外部評価結果」及び「2目標達成計画」を市町に提出していること。
- (3) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (4) 運営推進会議に、事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (5) 外部評価の実施等通知に定める別紙4の「1自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、4、5、7の実践状況（外部評価）が適切であること。

（事業者の申請手続）

第3条 事業者は、第2条に規定する要件に該当するとして外部評価の受審頻度の緩和を申請しようとする場合は、第1号様式に下記の書類を添付の上、県に申請するものとする。

- (1) 申請する年度の前年度に実施した運営推進会議の開催日及び出席者のわかる資料
- (2) 直近に受審した外部評価結果の写し

（審査）

第4条 県は、前条に規定する申請があった場合には、当該事業所の所在する市町に対して、第2号様式により、第2条の適用の可否について意見を求めることとする。

2 前項の規定により意見を求められた市町は、第3号様式により、適用の可否及び同意の有無を県に回答するものとする。

(認定)

第5条 県は、前条第2項に基づく市町からの回答により、第2条に規定する受審頻度緩和の要件を満たすと認める場合は、これを認定する。

2 県は、受審頻度緩和の可否を決定したときは、第4号様式により、速やかにその旨を申請者に通知する。

3 県は、前項による通知を事業者に対して行った場合には、外部評価機関及び当該事業所の所在する市町に対して、当該通知の写しを送付するものとする。

(期間)

第6条 受審頻度緩和期間は、直近に受審した外部評価の受審日の属する年度の翌年度及び翌々年度の2年間とし、この間に外部評価を1回受審すれば「指定地域密着型サービス指定基準に定める外部評価を適正に受審したものとみなす。

2 受審頻度緩和期間が終了した後に、引き続き受審頻度緩和の認定を受けることを希望する場合は、再度申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、市町との協議により県が決定する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月29日から施行する。

附則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。